



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

減価償却資産／「機械及び装置」と「器具及び備品」の区分

～パン等の製造工程で使用されている冷蔵庫等～

冷蔵庫等の減価償却費を計算する場合、通常は「器具及び備品」の耐用年数が適用されますが、それが製造設備の一部として機能しているときは「機械及び装置」の耐用年数が適用されます。今回は、菓子及びパンの製造工程で使用されている冷蔵庫等が、「機械及び装置」と「器具及び備品」のいずれに該当するかが争点となった判決をご紹介します。

(平成30年3月14日大阪地裁・棄却・TAINSコード：Z888-2206、裁判所HP)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

この事案は、菓子及びパン（パン等）の製造、販売等を目的とする株式会社である原告が、パン等の製造に使用しているパン等製造機器（本件各機器）のうち、冷蔵庫、冷凍庫、生地保管庫、洗浄乾燥機、プレハブ冷蔵庫等の各機器（本件各資産）について、法人税法施行令13条7号の「器具及び備品」に該当するとして減価償却費を計算し、これを前提に平成22年2月期から平成25年2月期までの4事業年度の法人税について確定申告をしたところ、神戸税務署長から、本件各資産はいずれも同令13条3号の「機械及び装置」に該当するとして、各更正処分等を受けたことから、その取消しを求めて争われたものです。

<裁判所の判断>

大阪地裁では、次のとおり判断し、本件各資産は「機械及び装置」に該当するとして、原告の請求を棄却しました。

- 1 「機械及び装置」とは、製品の生産・製造又は役務の提供を目的として、1つの機器が単体で、又は2つ以上の機器が有機的に結合することにより1つの設備を構成する有形資産をいうものと解するのが相当である。
- 2 そして、資産の生み出す収益に応じてその取得金額を費用化するという減価償却資産制度の趣旨からすれば、当該資産が製品の生産・製造又は役務の提供を目的として、1つの機器が単体で、又は2つ以上の機器が有機的に結合することにより1つの設備を構成するものか否かについては、当該資産の用途、機能、実際の設置使用状況等（当該資産の使用状況等）に基づいて判断するのが相当である。
- 3 したがって、通常は「器具及び備品」に当たるとされる資産も、一定の設置使用状況等の下では「機械及び装置」に当たるともあり得ることになる。
- 4 本件各資産は、①原告は、各パン製造場において大量のパン等を反復的継続的に製造していること、②本件各機器は、業務用の機器であり、各工場及や各インストア工房において、それぞれパン等の製造のために設置使用されているものであること、③本件各機器は、大量のパン等を反復的継続的に製造する工程において、それぞれ工程の一部を分担し、ある機器による作業成果を前提に次の工程を担当する機器による作業が行われており、本件各機器のうち、冷蔵庫、冷凍庫及び生地保管庫は、生地の発酵の調節及び低温発酵、温度管理が必要な原材料及び完成品の保管を行い、洗浄乾燥機は、パン等の製造機器の洗浄乾燥を行っており、これらの機器による作業成果を前提として、前記の反復的継続的な製造工程が実施されていること、④各パン製造場における本件各機器の設置状況は、本件各機器が互いに近接した場所に、パン等の製造工程に沿った作業が効率的に可能となるよう配置されていることが認められる。
- 5 以上の事実によれば、本件各資産を含む本件各機器は、当該資産の使用状況等に照らし、各パン製造場において、有機的に結合し一体となって大量のパン等を反復的継続的に製造しているものといえることから、パン等の製造を目的として有機的に結合することにより1つの設備を構成しているといえるべきであり、「機械及び装置」に該当すると認められる。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判40頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。